

奈良県中小企業経営力向上支援事業補助金 申請のしおり

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業者等が売上回復を図るための新事業創出や新分野への進出等に要する経費への補助を、原油価格・物価高騰等の影響を考慮し、対象要件を広げ、募集期間を延長します。積極的に経営力向上に向けた取組にご活用ください！

募集期間 令和4年6月1日(水)～令和4年10月31日(月)必着
※申請総額が予算額に達した場合、期間内でも受付を終了します。

補助内容 補助率:対象経費の2/3以内 ※千円未満の端数切り捨て
補助金額:上限額 50万円(下限 20万円)
補助対象期間:令和4年6月1日(水)～12月31日(土)

補助対象者 次の①②または①③を満たす事業者

- ①奈良県内に事業所を有する中小企業・個人事業主等
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年6月から令和4年5月までの期間における任意の連続する2か月間の合計売上高が、平成31年1月から令和3年5月の期間における連続する同月2か月間の合計売上高と比べて20%以上減少した者
- ③原油価格・物価高騰等の影響により、令和4年1月以降の任意の連続する2か月間の売上高総利益率または売上高営業利益率が、平成31年1月から令和3年12月の期間における連続する同月2か月間の売上高総利益率または売上高営業利益率と比べて5ポイント以上減少した者

※①③を満たす場合、令和2年度奈良県中小企業等再起支援事業補助金の交付を受けている者も、この度、新たに対象とします。

申請様式等 申請に必要な様式、手続き方法等は、
補助金専用ホームページに掲載しております。

専用HP:<https://pref-nara-chushoshien.jp/>

※詳細は公募要領等をご確認ください。



奈良県中小企業経営力向上支援事業補助金の活用イメージ

飲食店業

新事業 ▶ テイクアウト事業の開始

補助対象経費(例)
・テイクアウトに係る店舗改装費
・テイクアウト用商品の開発費
・真空パック機の導入費
・テイクアウト商品用の冷蔵庫の購入費 など

飲食店業

新事業 ▶ 宅配サービスの開始

補助対象経費(例)
・宅配用バイクの購入費
・宅配用コンテナの購入費
・HPへの注文システムの導入費
・チラシの作成・配布費用 など

小売業

新事業 ▶ EC販売の開始

補助対象経費(例)
・EC販売にかかるHPの構築費
・EC出展サイトへの出展費用
・商品撮影のための機材購入費 など

小売業

新事業 ▶ インボイスへの対応

補助対象経費(例)
・会計ソフトの導入費
・POSレジ、専用端末の購入費
・システム管理用パソコンの購入費 など

サービス業

新事業 ▶ 新サービスの開始

補助対象経費(例)
・外注していたサービスを内製化するための設備費用
・オンラインシステムの導入費
・インターネット広告費 など

製造業

新事業 ▶ 新商品の製造・販路開拓

補助対象経費(例)
・新商品を製造するための設備費用
・展示会の出展費用
・展示会用のチラシ・カタログ作成費 など

補助金の申請について、ご不明な点等がございましたら、
奈良県経営力向上支援補助金事務局(0742-93-5708)
までお問い合わせください。

【よくあるご質問（補助対象経費について）】

Q1: EC販売を始めるのにあたり、管理用のパソコンは対象となりますか。

A1: 事業実施計画の実施に必要不可欠で、事業終了後も同じ用途での継続的な使用が予定されているものは対象となります。

使途が明確になるよう、会社名や補助事業名を機器に貼付してください。

Q2: 上記の場合、パソコンの代わりに外出先でも使用しやすいタブレットを購入してもよいでしょうか。

A2: パソコンの代わりにタブレットを購入する場合も対象となります。

Q3: パソコンのような汎用機器を申請するのにあたり、注意することはありますか。

A3: 事業実施計画に事業の実施に汎用機器が必要不可欠である理由を明記して、申請をしてください。理由等が不明確である場合、補助対象とならない場合がございますので注意してください。

Q4: 従業員の作業効率化のために、高スペックなパソコンを導入したいと考えていますが対象となりますか。

A4: 作業効率化を目的とした設備導入は対象となりません。

本補助金は、事業者が新たにに取り組む、新商品の開発や新サービスの提供等にかかる経費に対して補助することを目的としていますので、従来の事業の作業効率化や生産性向上を目的とした経費は対象となりません。

Q5: 既にHPを作成しているが、新たなサービスをHPへ追加したいが対象となりますか。

A5: 既にHPを作成していても、新事業にかかる新商品や新サービスのためのHPの更新・改修費用は対象となります。

Q6: 新たな事業として、飲食店を始めたいが、エアコンの導入費用は対象となりますか。

A6: 新たな事業を実施する上で、エアコンが必要不可欠ということであれば、対象となります。

ただし、従来の事業での使用を目的とする感染防止対策にかかる備品（パーテーションや空気清浄機、エアコン等）は対象となりません。

また、古い設備の取替え更新を目的とした設備の購入も対象となりません。

申請に必要な書類

☐ ① 補助金交付申請書（交付要綱第1号様式）

☐ ② 売上台帳等

※対象月の合計売上高が比較月の合計売上高と比べて20%以上減少したことが確認できる書類

※対象月の売上高総利益率または売上高営業利益率が、比較月の売上高総利益率または売上高営業利益率と比べて5ポイント以上減少したことが確認できる書類

☐ ③ 直近の確定申告書等

※法人の場合は、確定申告書別表第一の写し、
個人事業主の場合は、確定申告書第1表の写しを提出してください。

※e-Taxによる申告を行った場合で、収受日付が確認できないものは「受信通知」を添付してください。

☐ ④ 補助対象経費の根拠がわかる資料（見積書、カタログなど）

☐ ⑤ 補助金の振込先口座の通帳等の写し

※申請様式や申請に必要な書類の詳細については、
補助金専用ホームページや公募要領等をご確認ください。

お問い合わせ先・申請先

感染防止対策のため、来所による問い合わせや申請はお控えください。

〒630-8031 奈良市柏木町129-1

「奈良県経営力向上支援補助金事務局」

専用電話 0742-93-5708

（平日 9時～12時／13時～17時 土日祝・年末年始除く。）

※お問い合わせは上記の時間帯にお願いします。

補助金専用HP : <https://pref-nara-chushoshien.jp/>

